

あり³⁰⁸、この決定に基づいて、放送及びテレメディアの監督機関として「青少年メディア保護委員会」が設置されている。同委員会の本部はミュンヘンに置かれている。同委員会は、放送及びテレメディアのコンテンツが青少年メディア保護州際協定の規定に違反しているか否かを判断する³⁰⁹。

青少年メディア保護委員会の審査は、青少年保護の観点から問題となるコンテンツに関する報告を、放送についてはメディア担当局、インターネットについては青少年保護ネットから受けて開始する。青少年保護法に違反すると見なされる場合には、まずはそのコンテンツの責任者に申開きの機会が与えられる。その後、委員会はコンテンツが違法であるか否かについて判断を下すこととなっている。違法であると判断すれば、委員会は制裁について決定する。制裁は違法の重大さによって異なる。

放送における違法コンテンツについては、以下の制裁が可能である。

- 異議 (Beanstandung)
- 放送時間の制限 (Sendezeitbeschränkung)
- 罰金 (Bußgeld)
- 検察庁に提出

また、インターネット上のコンテンツについては以下の制裁が可能である。

- コンテンツ提供者への異議
- コンテンツ提供者に対する禁止
- ホスト・プロバイダまたはアクセス・プロバイダにおける遮断措置の要請
- ホスト・プロバイダまたはアクセス・プロバイダにおける遮断措置
- 秩序違反手続き：罰金
- 検察庁に提出

規制に基づく自主規制を前提とする青少年メディア委員会は、多くの規制を自主規制機関に委任している。青少年保護ネットなどの補佐も受けながら、2003年にはテレビの自主規制機関FSF、2005年からはインターネットの自主規制機関FSMを認可しており、FSM加盟業者は自主規制による規制を受けるため、青少年メディア委員会の直接規制から免れる。

また、同委員会を補佐する青少年保護ネットは、州際協定違反と判断したテレメディアについては、プロバイダにそれを指摘し、青少年メディア保護委員会及びFSMに報告することが定められている。青少年保護ネットは、コンテンツ提供者にもその旨を通達し、問題のコンテンツの削除を要請する。青少年保護ネットの要請は、あくまでも自主的改善を求めるものであり、コンテンツ提供者がなんらの処置も取らない場合に青少年保護ネットは、青少年メディア保護委員会に通報し、委員会が審査する仕組みとなっている。青少年メディア保護委員会は、ドイツ国内のコンテンツ提供者の提供するコンテンツに関しては、

³⁰⁸ Hans-Bredow-Institut, 2007年、P1

³⁰⁹ KJM Freund氏へのメールインタビューより。

青少年メディア保護州際協定の規制に従って違法か否かを判断し、違法であると判断すれば、コンテンツの頒布を禁止し、罰金を科す。制裁の執行はコンテンツ提供者の住所のある州のメディア担当当局が行うこととなっている³¹⁰。

2.3.1.3. 連邦青少年有害メディア審査会と青少年メディア保護委員会の関係

2003年より、原則として連邦政府はオフラインコンテンツ（携帯メディア）を、州はオンラインコンテンツ（放送とテレメディア）を規制するとの合意が成立し、携帯メディアは青少年保護法によって、放送とテレメディアは青少年メディア保護州際協定によって規制されることになった（州際協定1条、2条1項）。州の所管であるテレメディアの有害指定に関しては、青少年メディア保護委員会によって行われることになった。一方で、連邦青少年有害メディア審査会はその権限を拡大し、携帯メディアとともにテレサービスとメディアサービスの全てを青少年有害メディアリストに記載する権限を有している。

ゲーム、CD、DVD、インターネット上のコンテンツなどを含む青少年有害メディアリストの全国的な管轄権は連邦青少年有害メディア審査会が持っており、青少年有害メディアリストへの記載を通して同審査会はこれら有害メディアを規制している。CD、DVDなどの携帯メディアは連邦政府所管であるので問題はないが、テレメディアは州の管轄であるため、テレメディア（ウェブサイトなど）の有害性の審査は通常、青少年メディア保護委員会とその補佐機関である青少年保護ネットが行っている。その為、連邦青少年有害メディア審査会が、あるテレメディアを青少年有害メディアリストへ記載する際には、青少年メディア保護委員会の意見を聞く義務を負っている。同委員会が違法ではないと判断すればリストへの記載は許可されない。また、青少年メディア保護委員会は連邦青少年有害メディア審査会に、テレメディアのコンテンツの青少年有害メディアリストへの記載を提案することができることになっている。

このように、インターネットを中心としたテレメディアの青少年有害メディア規制権限は、州政府の中央機関である青少年メディア保護委員会が持っている。青少年メディア保護委員会は2003年に設置されたために、それ以前からオンライン有害メディアコンテンツを監視していた青少年保護ネットは、同委員会を補佐する立場となった。同委員会は放送とオンラインコンテンツに関して違法性の判断を行っているが、実質的には同委員会は青少年メディア保護州際協定に従った判断基準を提供する立場であり、多くは自主規制機関が規制を行っている。連邦レベルでは連邦青少年有害メディア審査会があり、携帯メディアも含む青少年有害メディアリストを管理しているが、テレメディアの違法性に関しては青少年メディア保護委員会が行い、同審査会による有害メディアリストへの記載も委員会の判断が尊重される。

³¹⁰ KJM Freund氏のメールインタビューより。

図表 30 法改正に係る主要事項年表

年	月日	主な内容
1996年		電話ホットライン「Nummer gegen Kummer」の設置
1997年		マルチメディア法制 青少年保護ネット設立 FSM 設立
1998年		MPFS がバーデン・ヴュルテンベルク州によって設立される
1999年	6月18日	連邦政府が「インターネットの技術発展に青少年保護法制は追いついてない」とする報告書を提出
2001年		連邦政府と諸州政府が青少年保護について協議を開始
2002年	3月8日	州首相会議において新青少年保護法についての同意を発表
	4月	ギムナジウムにおける未成年者での銃乱射事件
	5月13日	与党会派が青少年保護法案を連邦議会に提出
	6月14日	青少年保護法が連邦議会で可決
2003年	4月1日	青少年保護法と青少年メディア保護州際協定が施行 青少年メディア保護委員会設立
	12月27日	青少年法第1回改正
2004年	11月	連邦家族省がパンフレット「Ein Netz für Kinder」を発行
2005年		インターネットの規制をFSMをに委任
2006年	11月28、29日	連邦家族省が専門家会議を開催
2007年	7月	Deutschland Sicher im Netz 設立
	11月	FSM がFragFinnを設置
2008年	6月4日	青少年法第6回改正
	10月31日	青少年保護法第7回改正
2009年	5月5日	CDU/CSU と SPD の連立政権が児童ポルノアクセス防止法案を提出
	6月18日	児童ポルノアクセス防止法可決
	10月	CDU/CSU と FDP の連立政権が児童ポルノアクセス防止法に関して、遮断から削除へと方針転換
2010年	2月17日	児童ポルノアクセス防止法施行 ただし、ブロッキングの義務化は見送られる

出所：各種資料を基に作成

児童ポルノアクセス防止法

〔法制度の概要〕

インターネット上の青少年保護規制を強化するため、ドイツキリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟 (CDU/CSU) とドイツ社会民主党 SPD の連立政権 (当時) は 2009 年 5 月 5 日に、共同で新法案を提出した³¹¹。「児童ポルノサイトへのアクセスの防止に関する法律 (以下、児童ポルノアクセス防止法)」と名づけられたこの法案は、テレメディア法、テレコミュニケーション法の改正とともにブロッキング義務化のための法律の制定を目的としたものであり、ドイツ国内または海外から提供される児童ポルノを含むコンテンツに対するアクセスを防止することであった。ここでは、特にアクセス・プロバイダに対して、連邦刑事局が管理するリスト (非公開) に基づき、オンライン上の児童ポルノを含むコンテンツへのアクセスを技術的に防止することを義務付けること (ブロッキングの義務化) が大きな目標として掲げられていた。この法案が提出された当初は、これより先に von der Leyen 連邦家族相 (当時) と大手プロバイダ 5 社が結んだ自主的なブロッキングも法施行とともに実施される予定であった³¹²。

しかしながら、ブロッキング義務化を念頭に入れた法制化は多数の反対を受けた。特に連邦刑事局が管理することになる非公開の遮断リストの存在には異論が多かった。先述のとおり、法案反対の署名には 134,015 人が署名しており³¹³、ドイツの有力な雑誌 Spiegel とのインタビューの中 (2009 年 5 月 26 日掲載) で von der Leyen 連邦家族相 (当時) は、この結果を真摯に受け止めるとコメントした³¹⁴。同氏は、児童ポルノ規制には 3 つの道があり、それは「犯罪者を見つけ出すこと、情報源を閉鎖すること、そしてアクセスを遮断することである」と述べている。はじめの 2 つについてはすでに既存の法律によって規制されており、今回の法改正はこの 3 つ目をターゲットにしたものである、と述べている。ただし、連邦刑事局の非公開のリストについては透明性を高める必要があり、今後は外部有識者による専門家委員会などを通じて透明性の確保に努めるとしていた。

上述のように反対意見が多い中、2009 年 6 月 18 日に、連邦議会は同法案を可決した。これにより「児童ポルノアクセス防止法 (Zugangserschwerungsgesetz : ZugErschwG)」が 2010 年 2 月 23 日より施行されることとなった³¹⁵。しかし、2009 年 10 月に新たに誕生した CDU/CSU

³¹¹ DrS. 16/12850

添付資料「Entwurf ZuErschwG」

³¹² 詳細は「2.3.4 関連民間団体に対する支援」に記載。

³¹³ 「2.2 青少年のインターネット利用環境に関する世論」(104 ページ) も参照のこと。

³¹⁴ Spiegel Von der Leyen will Kontrolleure für BKA-Zensoren 2009 年 5 月 26 日付オンライン記事 <http://www.spiegel.de/netzwelt/web/0,1518,626965,00.html>

³¹⁵ DrS. 604/09

添付資料「604-09」

と自由民主党（FDP）との連立政権は、連立協定の中で、児童ポルノを含むテレメディアへのアクセスの遮断に代えて、コンテンツを削除する方針に同意し、ブロッキングは少なくとも1年間凍結することで同意した³¹⁶。また混乱を受けて Horst Köhler 連邦大統領はこの法律に署名するには追加の情報が必要であると、当初署名を拒否した³¹⁷。さらには連立政権下で CDU/CSU とともに法案を作成した SPD が意見を翻し、2009年12月にこの法案に反対する旨を公表した。SPD は「反対意見を吟味した上で、von der Leyen 連邦家族相（当時）の法案は「大衆迎合的」で、連邦刑事局がプロバイダにブロッキングを義務付けることは法律違反であるという意見に至った」と述べた³¹⁸。

こうした紆余曲折を経て、2010年2月17日に Horst Köhler 大統領は最終的に法律に署名し³¹⁹、児童ポルノアクセス防止法は施行されるに至ったが、以下のとおりブロッキングの義務化は実質的には見送られることとなった。

〔法制度の評価〕

同法の内容を見ると、刑法 184b 条に違反し、児童ポルノコンテンツを含んでいるドメイン名、IP アドレス、URL のリスト（以下、遮断リスト）を連邦刑事局が管理することが柱となっている（第1条）。児童ポルノを含むテレメディアの情報が、適切な方法で適切な期間内に削除されない場合には、遮断リストに掲載されることとなる。また、顧客が1万件以上のアクセス・プロバイダは、遮断リストに記載された児童ポルノへの接続を妨害する技術的措置を導入することが義務付けられる（第8条）。また、アクセス・プロバイダは、遮断リストに登録されたサイトへの毎時間のアクセス回数を、匿名で毎週連邦刑事局に報告することを義務付ける（第6条）、遮断リスト及び第6条に基づく報告の形式、及び手続に関する技術的指針については、連邦刑事局とプロバイダとの協議の上で決定される（第10条）。なお、違反者には最大で50,000ユーロの罰金が科せられる（第13条）。この法の制定に合わせてテレコミュニケーション法も改正された³²⁰。

³¹⁶ CDU/CSU und FDP、2009年、「Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP 17. Legislaturperiode WACHSTUM. BILDUNG. ZUSAMMENHALT.」 P106

<http://www.cdu.de/doc/pdfc/091026-koalitionsvertrag-cducsu-fdp.pdf>

³¹⁷ Spiegel Köhler verweigert Unterschrift fürs Internetsperren-Gesetz 2009年11月28日付オンライン記事

<http://www.spiegel.de/spiegel/vorab/0,1518,663991,00.html>

³¹⁸ Heisei Online SPD wendet sich gegen Internet-Sperrgesetz 2009年12月12日付オンライン記事 <http://www.heise.de/newsticker/meldung/SPD-wendet-sich-gegen-Internet-Sperrgesetz-884257.html>

³¹⁹ Bundespräsident Ausfertigung des “Gesetzes zur Bekämpfung von Kinderpornographie in Kommunikationsnetzen” 2010年2月17日

http://bundespraesident.de/Journalistenservice/Pressemitteilungen-,11107.662222/Ausfertigung-des-Gesetzes-zur-.htm?global.back=/Journalistenservice/-%2c11107%2c0/Pressemitteilungen.htm%3fLink%3dbpr_liste

³²⁰ この法案の立法過程や児童ポルノアクセス防止法の具体的な中身については以下も参照されたい。渡辺富久子「【ドイツ】児童ポルノサイトへのアクセスの防止に関する法律」『外国の立法、月刊版』244-1. 2、2006年、PP14-17

しかし、内務省指令により、連邦刑事局が作成する遮断リストに掲載されたウェブサイトのブロッキング義務化の実施は見送られ、児童ポルノサイトの削除に注力することになった³²¹。これにより、連邦刑事局は、法の決定に従い遮断リストを作成するが企業への配布は行わないこととなった。したがって、アクセス・プロバイダはこのリストによる URL の遮断を実施する必要はなくなった。法が施行され、遮断リストも完全に廃止されたわけではないが、現状ブロッキングは機能していない³²²。また、この決定に応じて von der Leyen と大手 5 大プロバイダによる自主的なブロッキングの実施も見送られた。なお、キリスト教民主同盟の Thomas Strobl 氏は、この法律による規制に殺人ゲームを加えることを主張している³²³。

2.3.2 青少年、その保護者、及びその他一般に対する教育・啓発

多くの親や教育者は、携帯電話や携帯ゲーム機（Nintendo DS や Playstation Portable など）などでも、チャットサービスを利用できることを知らない。例えば「Animal Crossing」というゲームはコミュニケーションを前提としており、インターネットに接続することではじめて楽しむことができる設定となっている。こういった事情について、教育機会を充実すべきであると青少年保護ネットは述べている³²⁴。また、問題となるのは、未成年者が参加できるチャットサービスなどインターネットにおけるインタラクティブなサービスの提供者が、未成年者の安全なチャットの利用に関してどのような責任を負うべきかが問題となる。ここでは、親とその子どもはチャットサービスにおける危険性についての知識に乏しく、児童と青少年はチャットにおいて高い犯罪被害の可能性のあることを知らない場合がほとんどである。インターネットにおいては、コンテンツ提供者とアクセス・プロバイダが青少年保護の第一義的な責任を負うべきである、と青少年保護ネットは述べている³²⁵。

ドイツ連邦政府は、連邦レベルで青少年保護のために実に様々なプログラムを実施している。例えば、インターネットを含めた様々な社会問題から児童を保護するために、連邦家族省は「ナショナルアクションプラン（Nationaler Aktionsplan -Für Kindergerechtes

³²¹ Märkische Allgemeine Die geplanten Sperrlisten für Kinderporno-Seiten sind vom Tisch / Statt dessen sollen die Seiten gelöscht werden 2010 年 2 月 23 日付けオンライン記事
<http://www.maerkischeallgemeine.de/cms/beitrag/11737009/492531/Die-geplanten-Sperrlisten-fuer-Kinderporno-Seiten-sind-vom.html>

その他、ブログ「ODEM」には、ブログの著者と思われる人物が受け取った連邦内務相の指令が掲載されている。（<http://blog.odem.org/2010/02/19/Erlass-ZugErschwG.pdf>）

³²² FSM Drechsler 氏とのインタビューより

³²³ <http://www.presseportal.de/pm/66749/1425454>

³²⁴ 発表 Friedemann Schindler、2006 年、「Technische Entwicklungen neuer Medien und Möglichkeiten frühzeitiger Prävention zum Schutz von Kindern und Jugendlichen vor sexueller Ausbeutung und Gewalt」、発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlin にて
添付資料（DokumentationTagungIzKK）

³²⁵ Friedemann Schindler、2006 年

Deutschland 2005-2010)」を定め、その中間報告³²⁶を 2008 年に発表した。同アクションプランは 2005 年から 2010 年までを期間として定めたもので、多岐に渡るプログラムが計画されているが、同中間報告は、これらプログラムの中間評価も兼ねている。

また、連邦家族省は、保護者のメディア教育の発展と拡充を目的として、Arcor、ARD、ZDF などと共同で「Schau Hin! (公式サイト <http://schau-hin.info/>) というプログラムを実施している³²⁷。このプログラムは、保護者にメディア利用、メディア教育に必要な情報を提供すると共に、児童へのメディア教育も目的としている。このプログラムは児童向けポータルサイト「Blinde Kuh」への支援を行った他に、文化メディア庁と協力して Klicksafe.de-Netzwerk (<https://www.klicksafe.de/>) というウェブサイトを立ち上げた。Klicksafe は欧州レベルで実施されているインターネット利用における青少年保護を目的としたプログラムであり、ドイツの他の様々な機関も参加、支援している。

その他にも「Jugend online³²⁸」というプロジェクトでは、Web2.0 に対応した青少年のメディア教育プログラムを中心にウェブサイトを立ち上げている。さらに「Ein Netz für Kinder³²⁹」というプロジェクトでは、2007年12月19日に制定された「欧州メディア指令 (Die "Richtlinie für audiovisuelle Mediendienste" (RL 2007/65/EC vom 11. Dezember 2007)) (発効は 2009 年末)³³⁰」に合わせた取組を行っている。この取組の中で文化メディア庁は、7~12 歳の児童を対象としたサーチエンジン www.fragFinn.de³³¹を立ち上げた。このプロジェクトは、多数の企業やテレコミュニケーションとメディア業界連合 (VerbändederTelekommunikations-undMedienbranchen) が資金を提供しているほか、文化メディア庁と連邦家族省も約 150 万ユーロの予算を拠出している。

その他にも 2003 年、内務省主催の会議で連邦レベルでのワーキンググループ「Gefahren des Internets für Kinder und Jugendliche」が設置された。これには犯罪防止のためのドイツフォーラム (Deutsches Forums für Kriminalprävention: DFK)、株式会社 Kripo、州と連邦の犯罪防止のための警察プログラム (Programm polizeiliche Kriminalprävention der Länder und des Bundes: Pro PK) の代表者が共同で参画しており³³²、このワーキンググ

³²⁶ 連邦家族省、2008 年、「Nationaler Aktionsplan -Für Kindgerechtes Deutschland 2005-2010 Zwischenbericht」

添付資料「nap-zwischenbericht」

³²⁷ 連邦家族省、2008 年、78 ページ

³²⁸ 連邦家族、2008 年、P79

³²⁹ 連邦家族省、2008 年、P80

³³⁰ OJ L 332, 18.12.2007, p. 27-45

³³¹ FragFinn については、「2.1.2 青少年のインターネット利用数・利用率」(90 ページ) 及び「2.4.6 その他」(145 ページ) も参照のこと。

³³² Harald Schaber、2006 年、「Herausforderung an die Polizei」 発表：連邦家族省主催 Fachtagung am 28./29. November 2006 in Berlin にて。

グループによる調査の結果を受けて、T-Online は保護者のメディア教育のためのポータルサイトを設置した。

また、2005年にはProPKが「クリックの瞬間 (Klicks-Momente)」というパンフレットを作成した。これは保護者や子どもから寄せられた青少年のインターネットの利用に関しての質問に答え、保護者による子どものメディア教育を促進するために作成されたものである³³³。2006年には保護者と教育関係者のためにパンフレット「暴力ビデオ (Gewaltvideo)」³³⁴も作成した。これは、ハッピー・スラッピングやスナッフフィルムとは何かを説明すると共に、子どもが携帯電話を使ってこういったデータをやりとりすることの危険性について、啓蒙するためのものである。

州の中央機関である青少年保護ネットも、1997年からオンライン上の児童ポルノや未成年者に対する性的搾取の問題に取り組んでいるが、その他、児童ポルノ・ホットラインサービスを提供している。これは刑法典に違反するような内容に特化したものではなく、一般市民からの相談も受けている。

その他、州レベルにおける具体的な活動の例として、バーデン＝ヴュルテンベルグ州の青少年保護アクション (Ajm) 活動がある。Ajm バーデン・ヴュルテンベルグは2000年秋に「メディア教育に関する保護者の役割のための州ネットワーク (Landes NetzWerk für medienpädagogische Elternarbeit)」³³⁵を設置した。「保護者の集い」や、「マルチメディアの週末」などのイベントを通じて、保護者のメディア知識の向上とメディア教育の支援を行っている。

2.3.3 インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング

2002年2月にデュッセルドルフ行政管区は、当局が担当する地域で営業する78のプロバイダに対し、2つの極右的な内容のサイト(発信地はアメリカ)のブロッキングを命令した。プロバイダ側はこの命令を不服として、各地の行政裁判所に提訴し、大方のプロバイダは敗訴したが勝訴した例もある³³⁶。また、上級行政裁判所で審理中のものもある。

ここでは連邦青少年有害メディア審査会、FSMにおいてインターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング等のインターネット上のコンテンツの監視・審査がどのように行われているかを記述する。

³³³ 添付資料「Broschuere - Klicks-Momente」

³³⁴ 添付資料「Merkblatt_Gewaltvideos_060705」

³³⁵ <http://www.ajs-bw.de/LandesNetzWerk-fuer-medienpaedagogische-Elternarbeit.html>

³³⁶ TAZ Der Weg in die Netzzensur 2003年2月13日付オンライン記事
<http://www.taz.de/1/archiv/archiv/?dig=2003/02/13/a0166>

なお、ドイツでは、現在、フィルタリングについての法的な義務は課されていない。これは一つには自主規制団体が機能していると判断されているためと考えられる。上述したように、オンラインメディアに関する州の規制権限を青少年保護ネットより一部委任されている自主規制機関 FSM は、参加企業の提供するオンラインコンテンツに関して監督権限を有している。FSM の参加条件にはフィルタリング機能の追加の義務、青少年保護法に則って禁止されている内容の頒布を行わないことなどが盛り込まれており、FSM がその遵守を監視している。また、携帯電話はドイツではまだ新しい分野であり、法的な議論は進んでいない。その背景としては、ドイツではインターネットに接続できる携帯電話端末は高価で子どもの利用は想定されていないこと、業界による自主規制が十分働いていると考えられていることなどが考えられる。携帯電話企業は FSM にも参加し、独自のサブグループを作って自主規制を行っている。

連邦青少年有害メディア審査会

青少年有害メディアリストを管理する連邦青少年有害メディア審査会では、先述のとおり、リスト記載の是非について審査を行っている。同リスト C、D³³⁷への記載の判断の多くは、青少年メディア保護委員会の委員が行っている。ただし、同審査会も委員会も基本的には、青少年保護法及び青少年メディア保護州際協定に従って判断しており、判断結果に差があることはない。また、リスト B、D に関しては、記載されるメディアの判断に検察も関与している。それは、リスト B、D は刑法典に違反するメディアであるため、検察がコンテンツの違法性の判断を行う必要があるためである³³⁸。

このリストを基に、検索エンジンのフィルタリングに関して、連邦青少年有害メディア審査会は、「BP j M-モジュール」という規格を開発している。これは、同審査会が有している一部非公開の青少年有害メディアリスト³³⁹に基づいた、未成年者向けのサーチエンジンプログラムとフィルタリング・ソフトの規格であり、主に同審査会が管理するリストに掲載された URL が検索エンジンの検索結果に現れない仕組みとなっている。これを基に、様々な企業や団体が未成年者向けの検索エンジン、フィルタリング・ソフトを開発している³⁴⁰。また Google などの検索エンジンに関しては、BP j M モジュールの採用が義務付けられている³⁴¹。これは法的義務ではないが、2005 年に FSM に参加する検索エンジン提供者と FSM によって同意された自主行動憲章によって規定されている。この憲章にサインした企業は BP j M モジュールの導入が義務付けられる (FSM 規則 2 条 2 項)³⁴²。なおこの憲章にサインしていない企業のモジュール導入は任意であり、連邦青少年有害メディア審査会もこれに

³³⁷ 「新青少年保護法」(108 ページ) も参照のこと。

³³⁸ BP j M Meier 氏とのインタビューより。

³³⁹ URL に関しては、記載の旨を公表することがアクセスを促すことにつながるとして非公開となっている。

³⁴⁰ BP j M Meier 氏とのインタビューより。

³⁴¹ FSM Drechsler 氏とのインタビューより。

³⁴² FSM ウェブサイト

http://www.fsm.de/de/FAQs_Selbstkontrolle_Suchmaschinen

については補足していない。しかし、同審査会の目的は、モジュールの品質の確保ではなく、学校やインターネットカフェなどで、少しでもこの規格が多く利用されることであることから³⁴³、同審査会はそれらソフトウェアの利用動向に関しては認知しておらず、また検索エンジンが実際に BP j M モジュールを満たしているか否かの審査も行っていない。

実際の審査は連邦青少年有害メディア審査会が設置している審査委員会が行う。審査委員会はドイツ全土から選ばれた 12 人で構成されており、彼らは普段は他に仕事を持っている。この審査委員会は月に一回開催されているが、その他に 3 人で構成される小委員会があり、これはおよそ週に 1 度開催されている。例えば、ポルノグラフィーなどは、その内容が明らかなので通常は小委員会で解決し、大委員会に持ち込まれることはない。

ただし、あるメディアが青少年有害メディアリストに記載されたとしても、それに異議を唱える申請は可能である。この過程は通常の裁判に似ており、そこには削除の申請者が招かれ、審査委員会で意見聴取が行われる。申請者は、なぜ当該メディアが青少年有害メディアリストから削除されるべきなのかを述べることができるが、この審査委員会でメディア側の削除申請が却下されたならば、申請者は裁判所に訴えることも可能である。またメディア側の削除申請があった場合には、審査手続きはゼロから始められる。

2.3.4 関連民間団体に対する支援

オンライン上には膨大な情報があり、それらをすべて行政が監視するには多くの費用が掛かる。そこで自主規制機関が評価したメディアコンテンツは、連邦や州レベルの監督から除外されることになっている。上述のとおり、インターネットにおける自主規制機関は FSM である³⁴⁴。

例えば、マイクロソフトは 2007 年 7 月に、インターネットの安全な利用を促進するために連邦家族省が設立した団体「Deutschland Sicher im Netz」の管轄下で、毎月 60,000 以上のアクセスを監視しているが、それにはドイツ児童社会奉仕団体（Deutschland Kinderhilfswerk）や www.internauten.de³⁴⁵の他に、FSM が協力している。この「Deutschland sicher im Netz³⁴⁶」では、保護者と子どもに新しいメディア（インターネットと Web2.0 などのサービス）の危険性を、より簡単に理解できるように各種情報を公開し、また教育プログラムを用意している。

また、同社では自社製品の Xbox360 に、独自の青少年保護システムを導入している。こ

³⁴³ BPjM、Meier 氏とのインタビューより。

³⁴⁴ FSM に関しては「2.4.3 インターネット上の情報の分類（レーティング、ソーニングなど）」（140 ページ）に記載。

³⁴⁵ www.internauten.de については「2.4.1 青少年のリテラシー能力向上のための活動」（135 ページ）に記載。

³⁴⁶ <https://www.sicher-im-netz.de/Default.aspx>